㈱　各項目の算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、年度ごとに算定した額の合計額とする。

（※）一般ガス事業者は、事業者間精算料金表を、原価等を基に、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。また、一般ガス事業者は、事業者間精算料金表を設定したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

⑴　事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明

⑵　想定連結託送供給ガス量

別表第２（第９条関係）

比較査定対象ネットワーク費用の機能別原価への配分方法

比較査定対象ネットワーク費用は、経済産業大臣が別に告示する値により配分（帰属）するものとする。

個別査定対象ネットワーク費用の機能別原価への配分方法

⑴　個別査定対象ネットワーク費用について、内容に応じて機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課することを原則としつつ、別表第３第１表に掲げる配分基準により各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

⑵　事業税（地方法人特別税を含む。）は、機能別原価金額比によって、各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

その他項目の機能別原価への配分方法

機能別原価のいずれかに直課できるものは当該機能別原価に直課し、それ以外のものについては、客観的かつ合理的な基準を設定できるものは、当該配分基準により、各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

別表第３（第９条関係）

第１表

個別査定対象ネットワーク費用の機能別原価への配分基準表

項　　目		直　　課	帰属（括弧内は例示）	配　　賦
個別査定対象ネットワーク費用	修繕費	内容に応じて直課	固定資産金額比	
	租税課金	内容に応じて直課	導管延長比（道路占用料等） 固定資産金額比（固定資産税・都市計画税・自動車税等）	
	固定資産除却費	内容に応じて直課	固定資産金額比	
	減価償却費	内容に応じて直課	固定資産金額比	
	事業税（地方法人特別税を含む。）			機能別原価金額比
	バイオガス調達費	託送供給特定原価に直課		
	需給調整費	託送供給特定原価に直課		
	需要調査・開拓費	託送供給特定原価に直課		
	事業者間精算費	託送供給特定原価に直課		

第２表

その他項目の機能別原価への配分基準表

項　　目	直　　課	帰　　属
営業外費用	内容に応じて直課	レートベース比
事業報酬額		レートベース比
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		レートベース比
営業雑益	内容に応じて直課	レートベース比により控除
事業者間精算収益	託送供給特定原価に直課	
雑収入	内容に応じて直課	レートベース比により控除

別表第４（第９条及び第11条関係）

機能別原価の分類表

機能別原価項目	機能別原価に関する費用の内容
ホルダー原価	ガスホルダー及び圧送機の建設・維持・管理に関する費用
高圧導管原価	高圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧導管原価 中圧Ａ導管原価と中圧Ｂ導管原価に区分するときは	中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧Ａ導管原価	導管への供給圧力0.3MPa以上1.0MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧Ｂ導管原価	導管への供給圧力0.1MPa以上0.3MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
低圧導管原価	低圧導管の建設・維持・保全に関する費用
供給管原価	供給管の建設・維持・保全に関する費用
メーター原価	ガスメーターの設置・維持・管理に関する費用
検針原価	検針に係る費用（検針票投函に係る費用を除く。）
内管保安原価	需要家の保安に係る費用（消費機器に係る保安を除く。）
託送供給特定原価	託送供給に特定される費用

様式第１（第３条関係）

第１表

ガ　ス　需　要　計　画

（単位：千㎥）

	年度実績	年度見込み	年度	原価算定期間計	備考
需要量					

㈱１．原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。

２．備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。